

かんが
みんなで考えよう!
か ゴ し ま し
鹿児島市

こ ども の 未 来
み ら い

お う え ん じ ょ う れ い
応援条例



し て
このさっ子を手にしてくれたあなたへ

あなたという人は、この世にただひとりしかいません。あなたと同じ人はいないし、あなたの代わりになる人もいません。そんな世界にひとりしかないあなたが、元気でのびのび育てほしいとねがい、このさっ子を作りました。あなたがこまったとき、なやんだとき、このさっ子が役に立ったらいいなと思います。

しょうがっこう
小学校

ねん
年

なまえ
名前

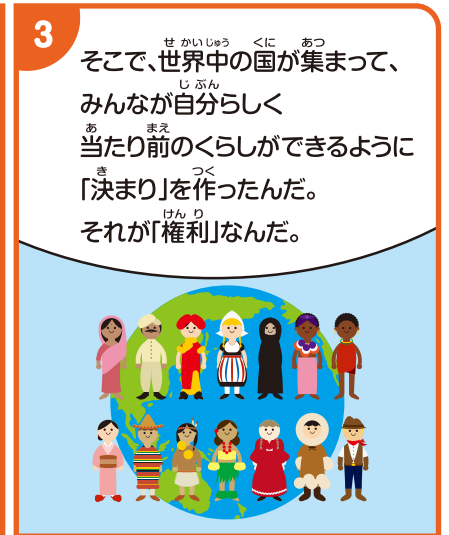


けんり じょうやく こどもの権利条約



はじめまして、わたしは「ミライ」。みんなに「こどもの未来応援条約」を知ってもらいたくて、み来から来たんだ。

「こどもの未来応援条約」っていうのはね、かんたんに言えば、こどもたちの権利を大切にしましょう、っていうことをかご島市のルールとして決めたんだけ。まずは、世界のやくそく事である「こどもの権利条約」について、一しょに考えてみよう！



こどもの権利はたくさんあるけど、大きく分けると次の4つだよ。あなたにもある4つの権利！こまったことが起きたとき、こどもの権利を知っていると、早く、安全にかい決できるよ！





にん げん

たい せつ

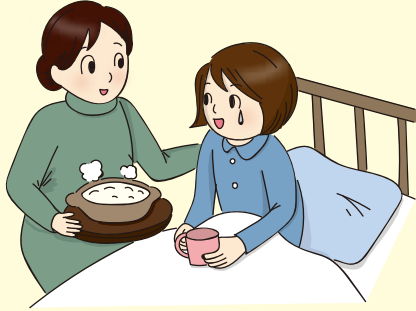
けん り

人間として大切なことどもの権利

生きる権利

(心と体を大切にされる権利)

- ごはんを食べる
- 病気になったときはなおしてもらおう など



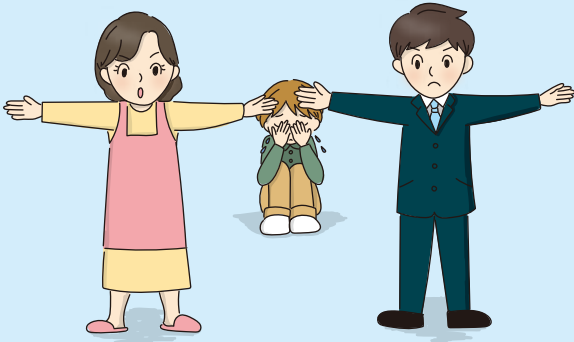
育つ権利

- 自分のとく意なことにチャレンジできる
- 運動する ● 遊ぶ など



守られる権利

- あぶない事から守られる
- けんかにまきこまれない など



さんかする権利

- ひつような事を教えてもらう
- グループを作って活動する など



ワーク/
考えよう

4つの権利それぞれと関係のあるものはどれかな？線でつないでみよう。(答えは5ページ)

1

生きる権利



勉強する

2

育つ権利



たたかれない

3

守られる権利



自分の意見をいえる

4

さんかする権利



安心してねる

「こどもの未来応援条例」について

1

こどもにも
権利があることがわかったよ!

ところで、こどもの
未来応援条例には
どんなことが
書いてあるの?

2

この条例はすべてのこどもが元気に育つ
かごしま市を自指して作られたんだ。

おとなは次の5つの考え方を
大切にして行動することが
ひつようなんだって!

5!

3

大切な考え方

1. こどもをひとりの人間として、大切にしよう!
2. こどもの意見を聞いたり、こどもの目線で考えたりして、こどもにとって一番よいことを大事にしよう!
3. こどもとおとなは一しょにまちをつくるなか間だよ。
こどもが自分からいろいろな活動にさんかできるようにしよう!
4. いろいろなおとながぎょう力し合って、こどもが元気にせい長できるようにしよう!
5. こどもにやさしいまちをつくることは、すべての人にとって
やさしいまちになるから、いろんな分野の人がぎょう力しよう!

4

でも、どうしたら
こどもの権利を
大切に
できるかなあ?

むずかしい...

こどもの権利を
大切にするのは
おとなの役わりだよ。

5

POINT

こどもにとって一番よい
ことは何かを、
こどもと一しょに考える
ことが大事なんだよ。

こどもにかかわることを
決める時は、おとなの考えだけでなく、
いろいろなじょうきょうから
こどもにとって一番よいこと
を考えなきゃ
ならないってこと。

6

それにはこどもの
意見や思いが大切
なんだよ。

どうすればみんなが
幸せにすごせるか
一しょに考えてみよう!

お茶しよ!

ぼくはお父さん、お母さんに
いっぱい話を聞いてもらって
よ! 他にはどんなおとなに話を
きいてもらえるの?

となりのページをみてみて。
おとなは、みんなが話してくれた
ことを受けとめて、みんなをかな
らず助けてくれるはずだよ。



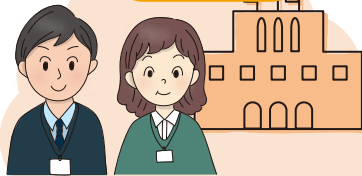
あなたのまわりの

さまざまな立場の人たちの役わり

おとなはみんなの意見を受け止めて、せつ明をしたり、一しよに考えることが大事になるから、条例ではおとなの役わりを決めているんだよ。



しまし かご島市



みんなが相談できる場所をたくさんつくります。みんなのためにできることに取り組みます。

ほご者

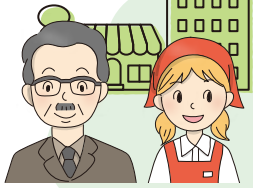
(お父さんやお母さんなど)



こどもが安心して暮らし、ひつようなことがきちんと学べるようにせきにんを持ってささえます。

じしやしゃ 事業者

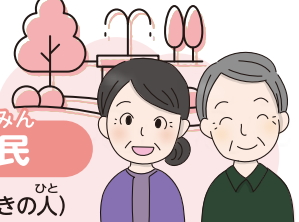
(かいしゃやみせ、会社やお店など)



会社などではたくさんの人たちが、子育てしやすいかんきょうができるようにします。

しみん 市民

(ちいきの人、地いきの人)



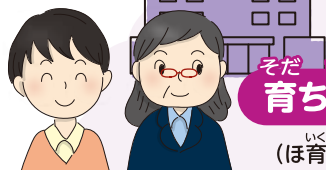
こどもしえんについてよく知り、みんなが安心して安全にらせるように見守ります。

みんな



そだまな 育ち学ぶしせつ

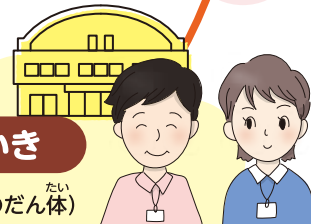
(いけん、がっこう、ほ保育園や学校など)



みんなの年れいや発たつにおうじて、自分たちで学んだり、生きる力を育んだりすることができるよう、ささえます。

ち 地いき

(ちいきのだんたい、地いきのだんたい)



みんなが安心して安全に遊んだり、学んだりすることのできるかんきょうづくりや、さまざまな人との交流・体けんができるようにします。

みんなのまわりでは、たくさんのおとなの人が見守ってくれているんだね! きっときょう力してくれる人がいるから、こまったことがあったらゆう気を出して相談してみて!



もっとくわしく知りたい人へ

こども向けコーナー
マグマっコナビ



かごしまし
鹿児島市
こどもの未来応援条例



こども家庭庁では、こどもが自分の意見を言える
チャンスとして「こども若者★いけんぶらす」と
いう取組を行っています。



けんり たいせつ こどもの権利を大切にするため

え み かな おも
絵を見てみよう、悲しい思いをして
どうすればみんながえ 顔ですごせるか、もし自分
が お じ ぶん

こ いろ
あの子、はだの色が
みんなとちがうよね。

ほんとだ。
なんでだろうね。

おなかすいた…

あした しょく じかん
明日のきゅう食の時間が
はや
早くこないかなあ。

ふしぎに
おも
思われていやだなあ。

ワーク/
考えよう

え み おも か うち ひと とも はな あ
絵を見て、思ったことを書いてみよう。お家の人やお友だちとも話し合ってみよう。

にみんなにできることは何か？^{なに}

いる子、させている子はいないかな？

がこんな気持ちならどうしたいか考えてみよう。

ボールあそびしてる
から、ちびっ子は
あっち行け！

うえーん！
ぼくも公園で
あそびたいよ！

お友だちとあそんでみ
たいなあ…でも帰って
家事しなきゃ。

こどもの権利は、生まれながらに持っているものだってわかってもらえたかな？

こどもの権利を守るために、みんなにもできることはたくさんあるよ！

たとえばほかの人のことを考えないで、自分だけよければいいと思って行動

すると、相手をきずつけてしまうことがあるよね。自分の思っていることを言

うだけじゃなく、相手のことも考えて行動することが大切なんだ。もしも、つ

らい思いをしているなら、学校の先生など、おとなに相談してみよう。

わたしはみんなのせい長が楽しみだなあ！またみ来で会おうね！



こんなことでこまっていますか？

こどもの考えを聞いてくれない

- 「こどもだから」と話を聞いてくれない
- おとなの考えをおしつけられる



自分のやりたいことができない

- おとながするような、小さな兄弟や病気の家族などの世話がとても大へんで遊んだり、勉強したりできない



自分の知られたくないひみつが守られていない

- インターネット上に名前や住所を勝手に書かれる



おうちの人などからきずつけられている

- いつもひどくおこられたり、たたかれたりむしされたりしている



いじめられている

- たたかれたり、いやがらせをされたりする
- 友だちからなかま間はずれにされる



その他、相談できる場所があります
くわしくは市ホームページを見てください▶
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>



学校のこと、おうちのこと、友だちや自分のことなどで「いやだな」「悲しいな」と思ったり、「どうしたらいいのかな」とこまったりしたら、いつでも相談してください。

勉強や学校のこと
こまっている人へ

どこにお話していいか
分からない人へ

チャットや電話で
お話ができます

教育相談室

☎099-226-1345 (教育全ぱん)
☎099-224-1179 (いじめ相談)

かご島市山下町6-1(教育そうごセンター内)
相談できる時間(日・しゅく日・12/29~1/3はお休みです)
月~金曜/面せつ 10:00~17:00・電話 9:30~20:00
土曜/面せつ・電話相談ともに9:00~12:00

かごしま子ども・若者総合相談センター

☎099-257-8230

かご島市かも池新町1-8
かご島県青少年会館 2F
相談できる時間/
10:00~17:00(月曜はお休みです)
<https://www.soudancercenter-k.com/>



チャイルドライン

インターネット上で話せるよ
ホームページはこちらから▶
<https://childline.or.jp/>



電話相談

☎0120-99-7777
相談できる時間/16:00~21:00(毎日)
(※12/29~1/3はお休みです)

相談の内ようが、あなたのきょがなくまわりの人に知られることはありません

保護者の皆様へ

こどもが大人に成長するまでには、こどもの年齢や発達、こどもの状況に合わせた適切な支援が必要です。

残念なことに、こどもの命が脅かされたり、大人の都合や感情でなされたりした行為が、こどもの心に深い傷を負わせたりすることもあり、改めて、今「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に示されたこどもの健やかな成長に欠かせない「こどもの権利」、こどもの基本的人権を、大人が認識し大切にすることが求められています。

この条例では、こどもの人としての尊厳、こどもの基本的人権であるこどもの権利を尊重し、社会全体でこどもの健やかな育ちを支援することを掲げています。その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があるからです。

一方で、こどもの権利を尊重することが、甘やかしや過保護につながるのではないかと懸念する声を聞くことがあります。しかし、例えばこどもの意見表明の権利を尊重するということは、こどもの言いなりになることではありません。こどもの意見や思いを誠実に受け止め、その上で年齢や成長に応じて対話しアドバイスをを行うなど、適切な対応を図ることが大切なのです。

まずは、条例及びこどもの権利条約をご一読いただき、それぞれ自分の立場で何ができるかなど、こどもと一緒にこどもの権利について考える機会を是非作ってみてください。

情報過多、家族の多様化が進む時代、つい子育ての正解を探してしまうことも多いですが、こどもとの対話を大切に、社会全体で子育てができる社会を一緒につくっていきましょう。